

医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

令和4年6月7日に、政府にて閣議決定されました『経済財政運営と改革の基本方針2022』において、マイナンバーカードの保険証利用が進むよう関連する支援等の措置が見直されました。オンライン資格確認等の活用で、より質の高い医療の提供が可能となります。

上記に伴い、当院においては令和4年10月から医療情報・システム基盤整備体制充実加算を届出する運びとなりました。

上記の体制整備により、

- オンライン資格確認を行う体制を有しています
- 受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います